

美濃加茂市

MINOKAMO CITY

障がい者プラン

概要版



令和6年3月
美濃加茂市

1 計画策定にあたって

計画策定の趣旨・背景

本市では令和3年度に『美濃加茂市障がい者プラン（障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）』を策定し、『美濃加茂市第6次総合計画』における基本構想である「Walkable City Minokamo ～すべての健康のために、歩き続けるまち～」や、『美濃加茂市地域福祉計画』の目標である「地域共生社会の実現」の理念に基づき、障がいのある人への総合的かつ計画的な施策を進めてきました。

令和5年度をもって『美濃加茂市障がい者プラン（障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）』の計画期間が満了することから、近年の社会情勢の変化や障がい者制度の動向、市民のニーズ等を踏まえ、新たに『美濃加茂市障がい者プラン（障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）』（以下、「本プラン」という。）を策定します。

計画期間

本プランは、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第5次総合計画	第6次総合計画（計画期間10年）										
	地域福祉計画（計画期間4年）					地域福祉計画（計画期間6年）					
障がい者計画		障がい者プラン 障がい者計画 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画				障がい者プラン 障がい者計画 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画		次期障がい者プラン 障がい者計画 第8期障がい福祉計画 第4期障がい児福祉計画			
第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画											



2 計画の基本理念と基本目標

基本理念

本プランにおいても、前計画で掲げた理念を踏まえ、以下のキャッチフレーズを行動指針として計画を推進します。

障がい者プラン キャッチフレーズ

「みんなで歩むまち みのかも」

基本目標

総合計画が目指す10年後の将来像及び基本構想や行動指針を実現するため、本プランでは、3つの基本目標を設定しました。

基本目標

1

「共生のまち」をめざして

～ 障がいへの理解と思いやりの心を育むために ～

基本目標

2

「安心・安全なまち」をめざして

～ 住み慣れた地域で安心・安全な暮らしを続けるために ～

基本目標

3

「生きがいのあるまち」をめざして

～ あふれる意欲と生きがいのある毎日を送るために ～

3 計画の施策体系

「みんなで歩むまち」

基本目標 1

「共生のまち」をめざして

～ 障がいへの理解と思いやりの心を育むために ～

(1) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

- ①理解促進・広報啓発の推進
- ②小中学校における福祉教育等の推進
- ③ボランティア活動の推進

(2) 地域での生活における支援

- ①社会参加と外出支援
- ②支援の受け手と支え手の循環

(3) 行政等における配慮の充実

- ①行政サービス等における配慮

(4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- ①権利擁護の推進
- ②虐待の防止
- ③障がいを理由とする差別の解消の推進

基本目標 2

「安心・安全なまち」

～ 住み慣れた地域で安心・安全に暮らすために ～

(1) 自立した生活の支援・

- ①利用者本位の生活支援体制
- ②障がい福祉サービスの充実
- ③意思決定支援の推進
- ④高齢障がい者への支援

(2) 安全・安心な生活環境

- ①障がい者に配慮したまちづくり
- ②親なき後を見据えた生活の支援

(3) 情報アクセシビリティの

- ①情報バリアフリー化の推進
- ②意思疎通支援の充実
- ③行政情報のアクセシビリティ

(4) 防犯、防災等の推進

- ①防犯対策の推進
- ②防災対策の推進
- ③消費者トラブルの防止及び対応



みのかも」

目標 2

をめざして

全なくらしを続けるために ～

意思決定支援

の整備

の整備

くりの総合的な推進

場の確保

向上及び意思疎通支援の充実

の向上

被害からの救済

基本目標 3

「生きがいのあるまち」をめざして

～ あふれる意欲と生きがいのある毎日を送るために ～

(1) 保健・医療の推進

- ①障がいの原因となる疾病等の予防・治療等
- ②保健・医療の充実
- ③精神保健福祉・医療の充実
- ④難病に対する保健・医療施策の推進
- ⑤医療と保健・福祉の連携

(2) 教育の充実

- ①インクルーシブ教育システムの推進
- ②教育環境の整備

(3) 障がいのある子どもに対する支援の充実

- ①発達支援体制の構築と推進
- ②障がい児福祉サービスの提供充実

(4) 雇用・就業、経済的自立の支援

- ①障がいのある人の雇用の促進
- ②総合的な就労支援施策の推進
- ③経済的な自立支援

(5) 社会参加を支える取り組み

- ①スポーツ活動の振興
- ②文化・芸術活動の振興
- ③生涯学習の振興

4 計画の位置づけについて

計画の性格

「障がい者計画」は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市が、それぞれに活動を行うための指針となります。

「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、障がい児者福祉施策を円滑に実施するために、目標年度である令和8年度の障がい者福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策を定める計画となります。

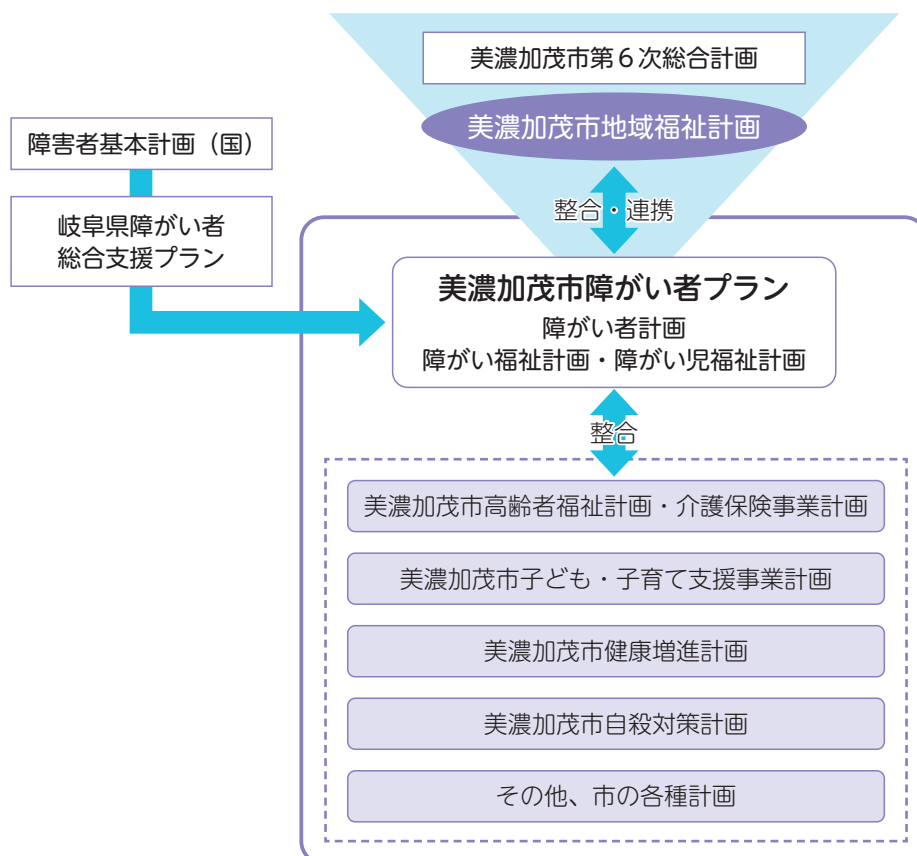
根拠法令

本プランは、法定計画である障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」の3計画を一体の計画として策定します。

項 目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法（第11条第3項）	障害者総合支援法（第88条第1項）	児童福祉法（第33条の20）
計画期間	中長期（概ね5～10年程度）	短期（3年）	短期（3年）
基本的な考え方	国の障害者基本計画（第5次計画）の内容と、本市の現行計画（令和3年度～令和5年度）の進捗状況を確認し、見直し	国の基本指針の見直しの内容をはじめ、関係する指針や調査結果を踏まえるとともに、第6期（令和3年度～令和5年度）計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進捗具合に応じた必要な見直し	障がいを有する児童の健やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築と、第2期（令和3年度～令和5年度）計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進捗具合に応じた必要な見直し

上位・関連計画について

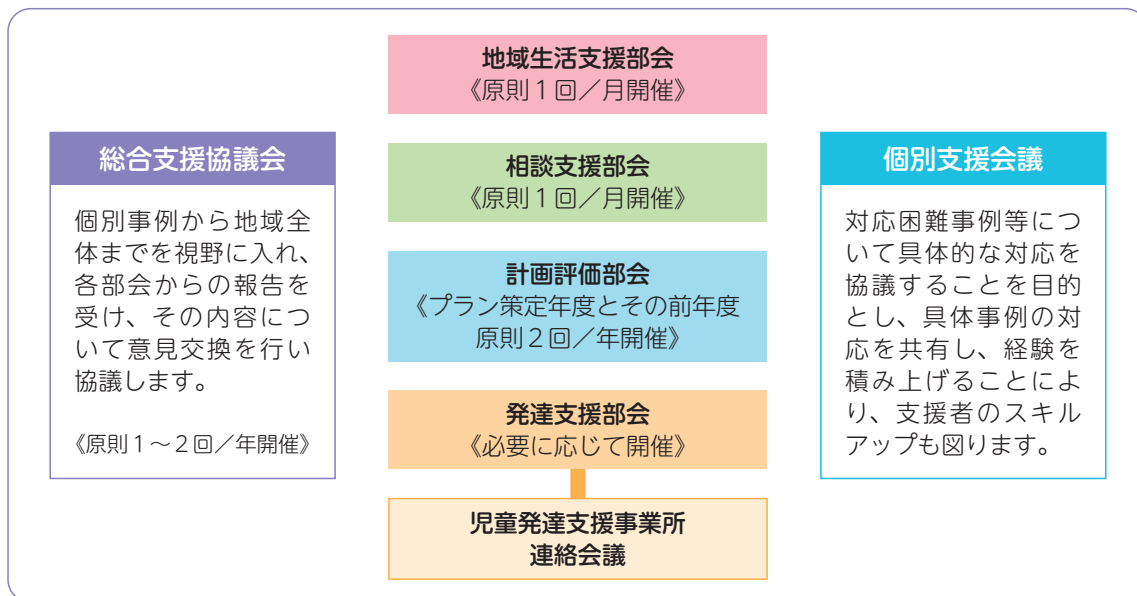
本プランは、市の最上位計画である『美濃加茂市第6次総合計画』の部門別計画として位置づけられ、本市が策定した各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した関連計画も踏まえつつ、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



5 計画の推進に向けて

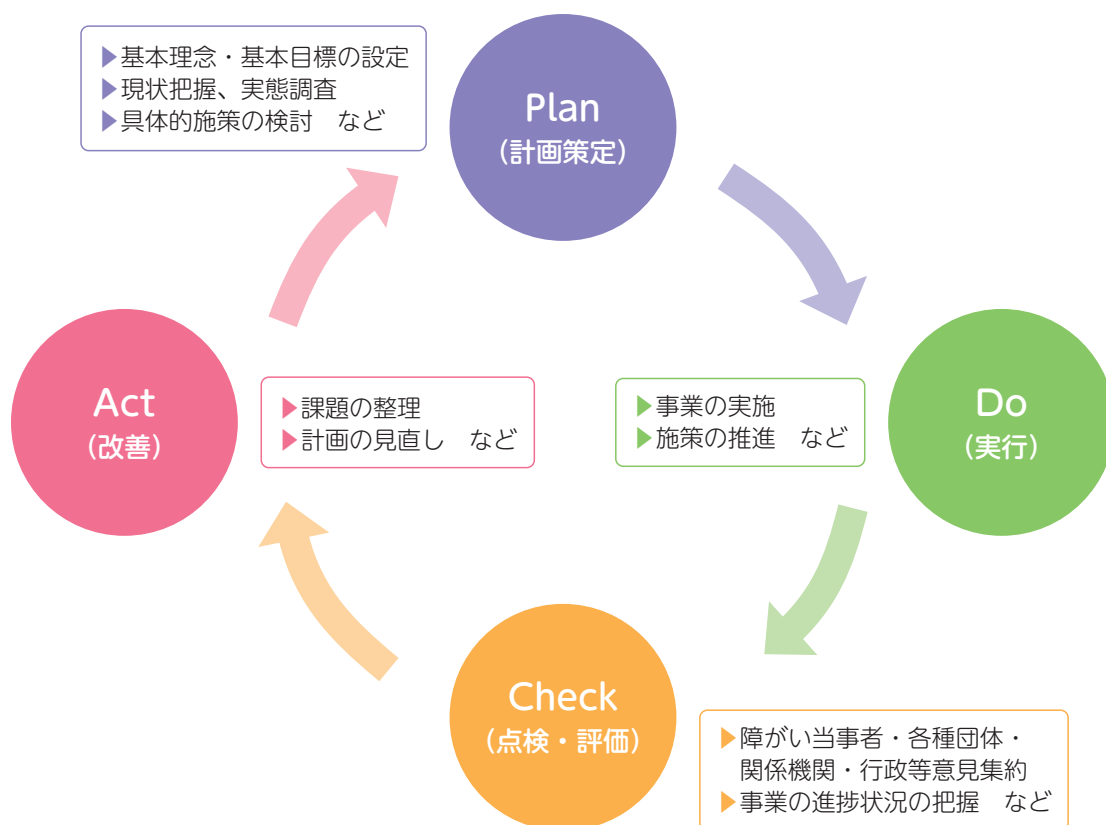
計画の推進に向けて

庁内の関連する個別計画の担当課の連絡調整や関係機関、当事者団体、ボランティア団体等との連携をより一層強化し、美濃加茂市障がい者総合支援協議会の中での協議を通じて、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。



計画の進行管理

計画の進行管理に当たっては、計画の進捗状況の定期的な点検・評価とともに、国の制度改革による福祉施策環境の動向を踏まえつつ、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果の高い取組へとつなげます。





Walkable City
Minakama

美濃加茂市障がい者プラン【概要版】

発行年月 令和6年3月 / 発行・編集 美濃加茂市
〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町3431番地1
TEL 0574-25-2111（代表）